

市民の意見、要望に対する廣瀬先生のコメント（議会基本条例について）

条項	条文	市民からの意見、要望	廣瀬先生のコメント
第 5 条	議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体として意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。	議決の結果責任について明確にすべきではないか。	法的な結果責任は行政側にあるため、条例に盛り込むことは出来ないが、議決に対する政治的責任を負うことを表明している。 また、決算審査は、事業結果の評価であるため、その旨を解説欄に記入すれば良いのではないか。
第 4 章	市民と議会との関係	住民投票等、市民の意見を直接活かすことが出来る旨の条文は盛り込めないか。	栗山町が唯一住民投票についての条文を盛り込んでいるが、合併時を想定してのことである。
第 1 6 条	議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	政策提言という表現は、諮問機関の性質があると受け取られてしまわないか。	議会が決める事柄については、立案であり、ある段階から先を執行機関に委ねる種類のものについては、提言となる。 議会が政策提言をして、執行機関に議会の示した事柄を踏まえて実行してもらうという政策の実現方法もある。
第 1 7 条	議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。	自由な討議を議会で行っても、最終的には多数決である。 パフォーマンス的に行うだけではないか。	自由討議を行うことで、論点について議論を行うと内容が変わる可能性がある。 議会報告会などで、議論のプロセスの報告が必要となると、討議のレベルが上がる。一定のレベルまで吟味したかそうでないかは大きな違いであるため、自由討議の意味は大きい。